

平成記念公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成29年10月23日

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課

1 施設の概要

名 称	平成記念公園
所 在 地	岐阜県美濃加茂市山之上町2292番地1
設置目的	本公園は、「人と自然が共生する里山と暮らしと文化に親しむ」を基本コンセプトとし、里山の暮らしと文化が体感できる施設です。
根拠条例	都市公園法、岐阜県都市公園条例

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

平成29年7月31日から平成29年9月22日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
平成記念公園みらい創造グループ	◎シダックス大新東ビューマンサービス(株) (株)みのかもファーマーズ倶楽部
パーク・コミュニティ・美濃加茂	◎(株)ワールドレジデンシャル 西武造園(株) (株)クラウドイト (株)シティホテル美濃加茂

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	15
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	15
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成29年10月19日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者等を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
平成記念公園みらい創造グループ	<ul style="list-style-type: none">・別添「申請団体採点結果一覧表」のとおり、順位点合計が1位となったため。・施設管理の基本方針、利用者サービスの向上、組織・体制、経営基盤、地域連携など全般的に提案が評価されたため。

<次点の者>

申請団体の名称	主な選定理由
パーク・コミュニティ・美濃加茂	<ul style="list-style-type: none">・別添「申請団体採点結果一覧表」のとおり、順位点合計が2位となったため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を平成記念公園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成30年4月1日から平成37年3月31日まで（7年間）

申請団体採点結果一覧表

(施設名：平成記念公園)

平成29年10月19日
岐阜県指定管理者審査委員会

審査項目	平成記念公園みらい創造グループ					パーク・コミュニティ・美濃加茂				
	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E
1 施設管理の基本方針	5	5	5	4	5	3	5	5	3	5
2 類似施設の管理実績	8	8	10	6	8	8	8	10	6	8
3 利用者サービスの向上	20	25	25	15	25	15	20	20	15	25
4 施設の維持管理	4	4	4	3	5	4	5	5	3	5
5 収支計画	12	12	12	9	15	12	12	12	9	15
6 組織・体制	8	8	10	8	10	8	8	8	6	10
7 危機管理	8	10	10	6	10	8	10	10	6	10
8 経営基盤	5	5	5	4	5	3	5	4	3	5
9 地域連携	12	15	15	12	15	12	15	12	9	12
合計得点	82	92	96	67	98	73	88	86	60	95
委員別合計得点順位	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
順位点	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
順位点合計	15					10				
順位	1					2				